

朝鮮半島有事で「存立危機事態」の場合

首相、他国領での攻撃否定

朝鮮半島有事に自衛隊をどこまで派遣できるのか――。安全保障関連法案をめぐる、24日の参院予算委員会では、朝鮮半島有事を想定した議論が交わされた。安倍晋三首相は、韓国や北朝鮮の領域（領土、領空、領海）に自衛隊を派兵することは「憲法上禁止されている」と明言したが、野党は、法案には他国の領域に派兵しないとは明記されていないとして、法案にあいまいさが残ると指摘した。

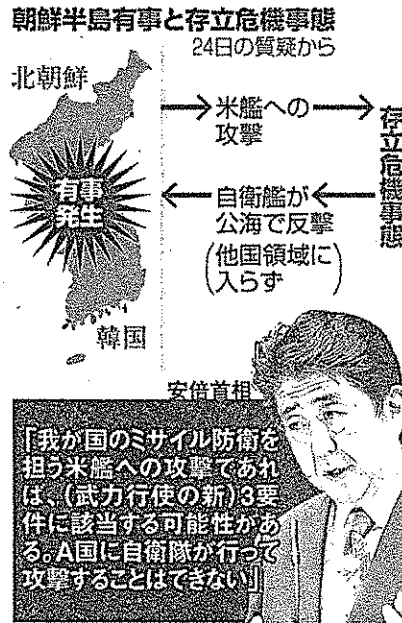
米艦へ攻撃――公海上から反撃「ある」

朝鮮半島有事をめぐって法案では、政府が「重要影響事態」と認定すれば武力行使を含まない後方支援が可能となるが、この日の質疑では集団的自衛権での対応が取り上げられた。

「『存立危機事態』の場合、密接関係国への武力攻撃を排除するのが自衛隊の任務だ。関係国の領域に入らなくて排除できるのか」

民主党の小川敏夫氏は24日、朝鮮半島で戦争が起こり、政府が日本にとって存立危機事態と認定した場合を想定。自衛隊を半島に派遣しなければ存立危機事態の元となる攻撃を排除できないとして、「海外派兵は一般にできない」とする首相の答弁に矛盾があると指摘した。

これに対し、首相は「例えばA国と米国の戦闘状態になる。その後、A国からのミサイル攻撃を警戒している米艦に攻撃があった場合



合、我が国のミサイル防衛の一翼を担う米艦への攻撃であれば、(武力行使の新)3要件に該当する可能性がある」と答弁。米艦攻撃を排除するのは「だいたい公海上で行われると想定される」として、他国の領域に入らずに集団的自衛権を行使する場合があるとした。

その上で、首相は「A国(の領域)に自衛隊が行き、米国とともに攻撃することはできない」と述べ、武力行使を目的に自衛隊を他国の領域に派遣することはできないと説明した。

首相の説明は、集団的自衛権の行使基準となる「武力行使の新3要件」に基づく。新3要件は①我が国と密接な他国に武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある(存立危機事態)②これを排除するため他に適当な手段がない③必要最小限度の実力の行使にとどまる――と定める。

首相は質疑で、仮に朝鮮半島で北朝鮮と米韓両国が戦争になっただけでは①の存立危機事態に当たらない

が、公海上で日本と合同でミサイル防衛を担う米艦船への攻撃があれば①に当たる。その場合でも、攻撃を排除するために自衛隊を北朝鮮や韓国の領域内に派兵することは③に反するためできないと説明した。

だが、存立危機事態の認定ではあいまいさも残る。衆院審議で中谷元・防衛相は「攻撃国の意思(表明)がない場合でも存立危機事態になりうる」と答弁。首相が言う米艦への攻撃やその意思が明確でなくても存立危機事態の認定は可能との考えを示しており、首相答弁とズレがある。

さらに、首相が挙げる「必要最小限度」についても、小川氏は「自衛隊が韓国の領域に入り武力攻撃を排除することは法律上禁止されていない」とたたきつけた。ミサイル発射を未然に防ぐための敵基地への攻撃のように、安全保障環境の悪化や技術革新により他国領域で武力行使するしか日本人を守れない理由があれば、その時の政府が判断する余地が残るという趣旨だ。首相は「新3要件をよく見れば(他国領域で武力行使できないこととは)自明の理だ」と述べ、法案への明記は必要ないと認識を示した。(石松恒)